



Q

当社のパートは正社員の指示により補助的な仕事をしています。正社員は人事異動、役職登用がありますが、パートに

A

パートタイム労働法では、パ



せん。採用時と同額の時給を払っていますが、このままよいでしょうか。

パートタイム労働者の賃金の決め方

一の働き・貢献を評価する要素である「職務の内容・成果・意欲・能力・経験など」を勘案して決定することがあります。また、正社員とパートタイマーの職務内容を比較して、少なくとも一定期間、人材活用の仕組みや運用が同じ場合は、その期間について、賃金を正社員と同一方法で決定する努力義務があります。

客観的な基準に基づかない事業主の主觀や、「パートは一律〇円」といった、パートタイマーだからという理由で決定するのではなく、職務内容や能力のレベルに応じて段階的に設定するなど、働きや貢献に応じて決定するよう努めてください。

賃金決定の際にどの要素を勘案するかは、各企業に委ねられていますが、合理的な説明ができるような決定方法にします。

また、正社員とパートタイマーの職務内容を比較して、少なくとも一定期間、人材活用の仕組みや運用が同じ場合は、その期間について、賃金を正社員と同一方法で決定する努力義務があります。

正パートタイム労働法では、通勤手当のうち「職務の内容に密接に関連して支払われる」ものについては均衡確保の努力義務の対象となります。例えば距離や実費に関係なく一律に金額を支払う場合で、実態としては職務関連賃金の一部となることがあります。